

平成25年9月17日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成25年9月17日(火) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	門	瀧雄	2番	塩野	拓二
3番	金井	浩三	4番	村井	保夫
5番	隅岡	美子	6番	村岡	清邦
7番	小川	保	8番	古川	幸義
9番	村井	勉	10番	志村	忠昭
11番	尾崎	忠義	12番	渡邊	美喜子
13番	庄野	克宏	14番	佐々木	勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	亀井	孝行
教 育 長	田尾	勝
会計管理者	松下	義夫
町長公室長	高嶋	好弘
総務課長	石原	光弘
政策企画課長	岡部	登
税務課長	中川	隆弘
住民課長	神原	宏一
福祉保健課長	山下	俊和
福祉保健課主幹	氏家	幸子
環境課長	中野	弘之
建設課長	島田	和博
産業課長	岡	敦憲
消防長	前原	成俊
上下水道課長	河田	数明
教育課長	矢野	修司
代表監査委員	三宅	富男

1、議会事務局職員

事務局長	宮武	孝利
書 記	宮本	和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時01分

議長（門 瀧雄）

皆さん、おはようございます。

議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、平成25年多度津町議会第3回定例会を開催いたします。

開会に先立ちまして、町長よりごあいさつをいただきます。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

今日は大変素晴らしい天気になっておりますけど、ついこの間は台風18号の影響で、多度津にしましても17号に続いて18号が参りましたので、少し不安でなかなか心配をしておりましたが、多度津町の場合は18号の影響はありませんでしたので、ほっとしているところではありますけれども、京都をはじめ、愛知県とか様々なところで大きな爪痕を残しております。河川の氾濫とか、また土砂災害とか、本当に被害に遭われました皆様や、また地域の方々には心からお見舞いを申し上げますところであります。また台風が来る前の土曜日、14日の日ですね、高見島におきまして、高見と佐柳の合同運動会が開催されました。たくさんのボランティアの方に来ていただいて、そして盛大に開催させていただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。もう高見島のほうも瀬戸内国際芸術祭に向けての準備が着々と進んでおりまして、瀬戸芸のにおいを感じる、そういう運動会でありました。また季節も随分変わってきておりまして、もう熱中症とか、また喝水などの心配もなくなったのではないかと安心をしているこの頃であります。そういう中で今日から9月議会、決算議会が始まります。議員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、全員の議員の皆様のご出席をいただいておりますこと感謝を申し上げます。今日から始まる決算議会、どうか慎重にご審議をいただき、そして忌憚のないご意見をいただいて、慎重審議をお願いできたらと思っております。どうかよろしく願い申し上げて、開会に際してのごあいさつとさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成25年第3回多度津町議会定例会は成立いたしました。

これより第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 金井浩三君、14番 佐々木勇君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長（志村 忠昭）

会期の件でございますが、本日9月17日より9月27日金曜日までの11日間とし、詳細については議長の方でお謀りをお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

ただ今、議会運営委員会委員長発言の通り、本定例会の会期は、本日より9月27日までの11日間とし、日程については、9月17日提案説明、18日休会、19日一般質問、20日総務教育常任委員会、21日から24日までを休会、25日総務教育常任委員会、26日休会、27日議案審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月27日までの11日間とし、先に言いました日程によることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告をおこないます。

まず、議長報告であります。監査委員より、現金出納検査執行状況報告、ならびに平成24年度財政健全化判断比率、及び公営企業資金不足比率に係る審査意見。町長より、平成24年度健全化判断比率、及び資金不足比率の報告を受けております。報告は、印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

次に、平成24年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を求めます。三宅代表監査委員さん。

代表監査委員（三宅 富男）

おはようございます。

それでは平成24年度の決算審査意見ならびに基金運用状況の審査意見についてご報告いたします。議案書に報告書の写しを添付しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。まずこの中から抜粋して報告いたしますので、ご了承いただきたいと思います。まず1ページでございますが、「平成24年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について」ということで、地方自治法第

233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成24年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険、同じく後期高齢者医療及び水道事業会計、以上の各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類ならびに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次の通りその意見書を提出いたします。審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございます。平成24年度の一般会計、特別会計5会計及び水道事業会計、そして各基金運用状況を示す書類であります。期間であります。平成25年7月11日から平成25年7月24日まで、志村監査委員と私、三宅の両名で各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施をいたしました。審査の方法は省略させていただきます。審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。続きまして、各一般会計及び特別会計の係数であります。3ページに列挙してございます。お見通しいただけたらと思います。一般会計の合計だけ申し上げます。平成24年度一般会計最終予算額76億992万9,000円と平成23年度からの繰越明許費1億4,248万9,000円の合計予算額は77億5,241万8,000円となっております。歳入決算額は81億222万6,000円、歳出決算額は74億2,447万4,000円で形式収支は6億7,775万2,000円となり、翌年度へ繰越すべき額1500万9,000円を差し引いた実質収支額は、6億6,274万3,000円となっております。この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた平成24年度の単年度収支は、2億113万7,000円の黒字となり、さらに、財政調整基金への積立などを加減した実質単年度収支は、2億225万1,000円の黒字となっております。特別会計の個々の数字の読み上げは省略させていただきます。続きまして、水道事業でございます。5ページに記載してございます。まず水道事業の収益的収入及び支出について申し上げます。まず水道事業の収益でございます。決算数字だけ申し上げます。7億1,300万3,000円。一方、水道事業の費用であります。6億3,955万1,000円となっております。次に資本的収入及び支出であります。資本的収入、主として借入金等ござい

ますが、1億9,326万1,000円であります。資本的支出ですが、これは配水設備とか、水道管の設備類及び企業債の償還金などであります。金額は4億7,913万7,000円であります。続きまして、平成24年度の水道事業の損益計算の概要は当年度営業利益1億287万2,000円、経常利益5,670万2,000円で、特別損失を差引し、当年度未処分利益剰余金5億2,956万9,000円となっております。続きまして、決算審査の過程におきまして、私どもから各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙してございますので、読み上げさせていただきます。いずれも重大な指摘事項はございません。まず、24年度の会計全般にわたりましてでございますが、一般会計決算について、実質収支額が6億円を超える決算となっており、ある程度の金額が将来を見据えて財政調整基金に積み立てることができることは好ましいことである。しかし今後は国の財政状況より見て、地方交付税等の動向は不透明であり、また、本町の主要な自主財源である法人町民税についても先行き楽観できない状況となっております。したがって、一層の歳出削減に取り組み、健全な財政運営に努めることが求められます。続きまして、総務課関係ですが、地方債残高については引き続き注視し、健全な財政運営に努められたい。次に、町財政等の係数やグラフを開示する際には、できるだけ分かりやすい説明や例示を加えていただきたい。次に政策企画課であります。FM香川が毎週土曜日に多度津町の特集をしているようだが、より多くの人に周知できるよう工夫されたい。続きまして、情報漏えいが起こらないよう、情報機器の管理については十分注意されたい。住民課。火葬場、町営住宅等を適切な管理により施設の老朽化に対応されたい。環境課。し尿汲み取り手数料の滞納が一部恒常化しているように見受けられる。改善に努められたい。民間への業務委託については、住民サービスの低下を招かぬよう注意し、進められたい。次に税務課であります。国民健康保険税の徴収率が依然として他市町に比べて大きく見劣りするので、当町の特殊な要因があるにせよ抜本的な対策を検討されたい。eLTAX(エルタックス)の利用件数増加に向けて、PRに取り組まれたい。次に消防本部であります。引き続き、救急救命士の搭乗率を100%となるよう努力を続けられたい。中型免許取得の自動車学校授業料を公費により支出しているが、他の市町の実態を参考に検討してはどうか。続きまして、福祉保健課です。補助金等の公金を出している団体には、引き続き、事業報告書を踏まえ、目的どおりに有効活用されているか、適切な指導をされたい。それから、健康センター等の福祉施設の給水ポ

ンプと貯湯タンクの取り換えを今後の課題として、検討されたい。町長公室。今後、人件費の算出に関しては正規職員だけでなく、非正規職員等の費用も加味して人件費の推移が実態と合致するように表記されたい。教育課。学校給食に関する経費は学校現場に任せているようだが、教育委員会のほうでも学校現場の実態把握をされたい。給食への異物混入のチェック体制ができているとのことだが、引き続き監視体制を継続されたい。教育委員会が管理者委託をしている施設については、計画性をもって効率的な維持管理に努められたい。産業課。ため池ハザードマップが有効活用されるよう努められたい。秋開催の瀬戸内国際芸術祭については町民の皆様からいただいた寄付金を有効活用し、是非、島の活性化、町の賑わいにつなげられたい。建設課。排水ポンプの多くは設置から相当年数が経っているものが多い。ポンプの計画的な更新に努められたい。次に「桜の森高原」の維持管理の方法について今一度工夫、検討されたい。上下水道課。前年度に比べ有収率と公共下水道の接続率は改善しているようだが、引き続き有収率および公共下水道の接続率の向上に努められたい。支出面において多額の不用額が見られる。予算編成の際、適正な精査をされたい。下水道使用料の未収金のうち、不良債権化しているものについては整理方法を検討されたい。以上であります。どうもご清聴ありがとうございました。

議長（門 瀧雄）

これをもって、平成24年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。報告は、印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、関連のありますことから、一括して提案説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、まず、議案第1号 多度津町税条

例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。このたびの改正は、現下の経済情勢を踏まえ、「成長による富の創出」の実現、また、「社会保障・税一体改革」を着実に実施するために、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町税条例の一部につきましても、所要の改正を行うものでございます。今回の改正の主な内容でございますが、個人住民税につきましては、金融所得課税の一体化等の見直しに関するものをはじめ、住宅ローン控除の延長・拡充に関するもの、公的年金からの特別徴収制度の見直しに関するもの、ふるさと寄付金の寄付金税額控除の見直しに関するもの、また、納税環境整備としまして、市中金利が低下していること等を踏まえ、地方税に係る延滞金の利率の見直しに関するものなどが、主な内容となっております。その他、地方税法改正に伴います、条ずれ、項ずれ等の改正も含まれた内容のものでございます。それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。また、条例改正による、施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますので、条文ごとの説明とさせていただきます。それでは、9ページ上段をご覧ください。第34条の7は、「寄付金税額控除」に関する規定でございます。平成25年から復興特別所得税が課税されたことに伴い、ふるさと寄付金に係る特別控除見直しによる規定の整備でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に9ページ中段から10ページまでをご覧ください。第47条の2は、「公的年金等の所得に係る個人町民税の特別徴収」に関する規定でございます。特別徴収対象年金所得者の除外規定について、「賦課期日後、市町村の区域外に転出した場合」を、除外規定の対象外とすること等の改正でございます。施行日は、平成28年10月1日であります。次に10ページ下段から11ページまでをご覧ください。第47条の5は、「年金所得に係る仮特別徴収税額等」に関する規定でございます。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする、算定方法の見直しに伴う所要の改正でございます。施行日は、平成28年10月1日であります。次に12ページから13ページ中段までをご覧ください。附則第3条の2は、「延滞金の割合等の特例」に関する規定でございます。第1項は、延滞金の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中において、延滞金の14.6%の

部分については、「特例基準割合に年7.3%を加算した割合」、納期限後1ヶ月以内の7.3%の部分については、「特例基準割合に年1%を加算した割合」とすること、第2項は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合について、特例基準割合適用年中におきましては、当該特例基準割合適用年における、特例基準割合に見直すこととする改正でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に13ページ中段から14ページまでをご覧ください。附則第4条は、「納期限の延長に係る延滞金の特例」に関する規定でございますが、附則第3条の2に第2項を加えたことに伴う所要の改正でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。14ページ下段から15ページまでをご覧ください。附則第4条の2は、「公益法人等に係る町民税の課税の特例」に関する規定でございます。引用規定の項ずれに伴う条項番号の整理でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に15ページ下段から16ページ上段までをご覧ください。附則第7条の3の2は、「町民税の住宅借入金等特別税額控除」に関する規定でございます。消費税率引上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除につき、その対象期間を4年間延長し、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年度末までに住宅を取得した場合の控除限度額を拡充する等の改正でございます。施行日は、平成27年1月1日であります。次に16ページ中段から17ページ上段までをご覧ください。附則第7条の4は、「寄付金税額控除における特例控除額の特例」に関する規定でございますが、復興特別所得税の新設に伴う、所要の改正でございます。16ページ下段の部分の施行日は、平成29年1月1日、17ページ上段の部分は、平成26年1月1日であります。17ページから20ページ上段までをご覧ください。附則第16条の3は、「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の改正となっております。施行日は、平成29年1月1日であります。次に20ページ下段から21ページ上段までをご覧ください。附則第17条の2は、「優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」に関する規定でございます。租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を整理したものでございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に21ページから23ページ上段までをご覧ください。附則第19条は、「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定で

ざいます。「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改正したことによる所要の改正でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。次に23ページ中段から25ページまでをご覧ください。附則第19条の2は、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る譲渡所得等」を分離課税とする、法規定が追加されたことに伴い、規定を新設するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に23ページ中段から36ページの中段までですが、23ページ、旧附則第19条の2「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」、26ページ、旧附則第19条の4「特定口座を有する場合の所得計算の特例」、旧附則第19条の5「源泉徴収選択口座内配当等に係る計算の特例」、27ページ中段、旧附則第19条の6「上場株式等に係る譲渡損失の損益通産及び繰越控除」、次、32ページ上段です。旧附則第20条「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めたものであり、本文方式の廃止に伴い、それぞれ規定を削除するものであります。施行日は、平成29年1月1日であります。続きまして、36ページ中段から38ページ上段までをご覧ください。附則第20条は、「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」に関する規定でございますが、条ずれ等による条項番号の整備でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。次に38ページ中段から40ページまでをご覧ください。旧附則第20条の3は、「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」に関する規定でございます。本文方式の廃止に伴い規定を削除するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に41ページから46ページまでをご覧ください。附則第20条の2は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る住民税の特例」に関する規定でございます。租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法改正に伴う、読替規定の改正でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。46ページ下段から47ページ中段までをご覧ください。旧附則第20条の5は、「保険料に係る住民税の特例」に関する規定でございます。本文方式の廃止に伴い規定を削除するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に47ページ中段から52ページまでをご覧ください。附則第22条の2は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例」に関する規定でございます。第1項は、読替規定を表に

置き換える改正、第2項は、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人の長期譲渡所得の課税の特例を定める規定、第3項は、第2項の追加に伴う項ずれによるものです。施行日は、平成26年1月1日です。次に53ページから55ページまでをご覧ください。附則第23条は、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」に関する規定でございますが、法改正に伴う、引用規定の項ずれによる所要の整備でございます。施行日は、平成27年1月1日です。また、改正附則といたしまして、施行期日や経過措置等を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容は、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。3ページから4ページ中段までをご覧ください。第2条の2は、「保険税の申告」、第3条は、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」、第13条は、「納税義務の発消滅等に伴う賦課」を規定するものでございますが、引用条文の字句をそれぞれ整理するものでございます。次に4ページ下段から5ページ中段までをご覧ください。附則第3項は、「上場株式等に係る配当所得等の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の改正でございます。5ページ下段から6ページ中段までをご覧ください。附則第6項は、「一般株式等に係る譲渡所得等の特例」に関する規定でございます。

「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の改正でございます。次に6ページ中段から7ページ中段までをご覧ください。附則第7項は、「上場株式等に係る譲渡所得等の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の新設に伴う規定の新設でございます。次に6ページ中段から10ページまでをご覧ください。まず6ページ旧附則第7項

及び旧附則第8項「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る特例」、次に7ページ下段旧附則第9項「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る特例」、8ページ中段旧附則第11項「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る特例」、次に10ページ旧附則第16項「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例」につきましては、本文方式の廃止に伴い規定の整理を行い、旧附則第10項を第8項に、旧附則第12項を第9項に、旧附則第13項を第10項に、旧附則第14項を第11項に、旧附則第15項を第12項に、それぞれ繰上げを行うものでございます。次に9ページから10ページ上段までをご覧ください。附則第11項は、「条約適用配当等に係る特例」に関する規定でございますが、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、規定の整備でございます。2ページにお戻りください。本改正条例の附則といたしまして、第1条として、この条例は平成29年1月1日から施行する。第2条として、新条例による改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号及び議案第2号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。本条例の一部改正は、地方税法等の一部改正に伴いまして、多度津町税条例の一部改正と同様に、後期高齢者医療保険料の延滞金等の利率の見直しに係る特例措置を改めるものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明いたします。3ページから4ページにかけてでございます。附則第3条（延滞金の割合の特例）に係る規定を改めるもので、内容は、延滞金の割合について、各年の特例基準割合が、

年7.3%に満たない場合には、その年中において、延滞金の14.6%の部分は、「当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合」、納期限後1か月以内の7.3%の部分は「特例基準割合に年1%を加算した割合」とするものでございます。1ページをお願いいたします。附則として、第1条は、施行期日について、「この条例は、平成26年1月1日から施行する。」と規定しています。2ページにかけてでございますが、第2条は、延滞金に関する経過措置について、「改正後の多度津町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。」と規定しています。以上、簡単ではございますが、議案第3号 多度津後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様に、介護保険料の延滞金等の利率の見直しに係る特例措置を改めようとするものです。改正内容につきまして、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、3ページをご覧ください。延滞金の割合の特例、附則第6条を改正することにより、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合は、その年中において、延滞金14.6%の部分を、当該特例基準割合に7.3%を加えた割合にし、7.3%部分を、特例基準割合に1%を加えた割合にしようとするものです。1ページの下段をご覧ください。附則として、第1条で、この条例を平成26年1月1日より、施行し、第2条で、この条例の規定を施行日以降の延滞金に適用し、施行日前の延滞金は従前の例としようとするものです。以

上で、議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7、議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長、前原君

消防長（前原 成俊）

おはようございます。それでは、今回上程いたしました、議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして提案説明を申し上げます。まず、改正理由でございますが、従前は、「消防団の設置」につきましては、「多度津町消防団規則」で規定して消防団事務をして参りましたが、「消防団の設置、名称及び区域」等、に關することは、消防組織法に基づき「条例で定めること」と規定されておりますので、条例に未整備でありました「消防団の設置、名称及び区域」並びに「非常勤消防団員の身分の取り扱い等」に關する条文を追加するべく「多度津町消防団条例」の一部を改正しようとするものでございます。続きまして、「改正概要」でございますが、まず、消防組織法に基づきまして、第1条の見出しを「趣旨」に改めて本条例の趣旨を表記したうえで、第2条で「消防団の設置、名称及び区域」の条文を追加整備し、加えて「非常勤消防団員の身分の取り扱い等」につきましては、第6条で「欠格条項」、第7条で「分限」に係る条文を追加整備し、さらに、第21条で「非常勤消防団員に対する公務災害補償及び非常勤消防団員に対する退職報償金」についての条文を追加したうえで、第22条で規則への「委任」についての条文を追加整備しようとするものでございます。「改正内容」につきましては、新旧対照表により、ご説明したいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。まず、4ページ上段から中段をご覧ください。アンダーラインを引いている箇所が、今回改正しようとする部分でございます。まず、第1条の「見出し」を従前の「通則」から「趣旨」として改め、本文で「この条例は消防組織法に基づき、消防団に關し必要な事項を定めること」といたしました。必要な事項とい

うのは「消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤消防団員の定員、任用、給与、分限、及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関すること」でございます。また、第2条として消防組織法第18条第1項に基づきまして、「消防団の設置を表記したうえ、消防団の名称及び区域」を明文化して整備しようとするものでございます。同じく、4ページ後段から5ページをご覧ください。同様に消防組織法第23条第1項に基づきまして第6条として「非常勤消防団員の欠格条項」に関する条文を第4号まで、また、第7条として「非常勤消防団員の分限」に関する条文を、第1項で第4号まで、第2項で第2号まで追加整備しようとするものでございます。続きまして、6ページ中段から後段をご覧ください。先ほど申し上げました条文の追加によりまして、3条ずつ繰り下げとなります関係から改正前の「第16条」を「第19条」といたしまして、本文中の「第12条」を「第15条」と改めようとするものでございます。6ページ後段から7ページ上段をご覧ください。さらに、本則に加えて消防組織法第24条及び第25条に基づきまして、「第21条」といたしまして非常勤消防団員に対する「公務災害補償及び退職報償金」に関する条文を第3項までと、「第22条」といたしまして規則への「委任」に関する条文を追加整備しようとするものでございます。また、本則と同様に、今回改正の「条の追加」によりまして改正前の「第12条関係」でありました「報酬・手当て」に関する別表を、3条繰り下げた「第15条関係」に改正しようとするものでございます。3ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することにしていきます。以上、簡単な説明でございますが、議案第5号、多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきまして提案説明を申し上げます。まず、改正理由でございますが、平成25年3月27日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日付で消防長次長通知によりまして、準則であります火災予防条例（例）の一部が改正となりましたので、多度津町火災予防条例の所要の改正を行おうとするものであります。次に改正内容の概要でございますが、建築基準法施行令及び消防法施行令がそれぞれ一部改正に伴いまして、条のずれ、ならびに号のずれを生じましたので、多度津町火災予防条例の一部を改正し

て、条文を整備しようとするものでございます。新旧対照表により、ご説明したいと存じますので、まず2ページの中段部分をご覧ください。アンダーラインを引いている箇所が今回改正しようとする部分でございます。まず住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準であります第29条の3第1項第2号中の建築基準法施行令、第13条の3第1号をその一部改正に伴います条の繰り上げによりまして、建築基準法施行令第13条第1号と改めようとするものでございます。続きまして、新旧対照表の3ページ上段をご覧ください。住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準であります第29条の4第4項中の消防法施行令であります令第37条第7号から第7号の3までをその一部改正に伴います号の繰り上げによりまして、第37条第4号から第6号までと改めようとするものでございます。1ページにお戻りください。なお附則といたしまして、この条例は、改正後の建築基準法施行令ならびに消防法施行令の施行日に合わせて平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。以上簡単な説明ではございますが、議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例（案）の制定についてにつきましての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。それでは、議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。第1条 既定の歳入歳出予算の総額、77億4,793万6,000円に、歳入歳出それぞれ、4億3,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、81億8,363万6,000円とするものでございます。この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、総務管理費、社会福祉費、土木管理費、幼稚園費などで、減額補正の主なものは、戸籍住民基本台帳費、清掃費、道路橋梁費などでございます。一方、歳入における増額補正の主なものは、県補助金、基金繰入金、繰越金などで、減額補正の主なものは、国庫補助金、町債でございます。次に、第2条、地方債の補正でございます。5ページをお開き下さい。第2

表、地方債の補正でございます。それぞれの限度額の補正で、増額補正は、教育施設整備事業で、3億1,700万円、減額補正は、道路整備事業で、1億980万円でございます。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、説明申し上げます。28ページをお開き下さい。歳出といたしましては、款1、議会費は、272万3,000円を減額補正し、1億1,766万3,000円に改めるものです。項1、議会費の目1、議会費で、負担金補助及び交付金等の減額です。30ページをお開き下さい。款2 総務費は、3億7,338万6,000円を増額補正し、12億2,358万円に改めるものです。項1、総務管理費の目1、一般管理費で、職員手当等、2,158万2,000円の増額。目5、財産管理費で、公有財産購入費等、3億944万9,000円の増額。目6、企画費で、負担金補助及び交付金等、764万9,000円の増額。目8、出張所費で、共済費等、3万4,000円の減額。目10、交通安全対策費で、工事請負費等、14万4,000円の増額。目12、行政施策費で、積立金、3,563万1,000円の増額。32ページをお開き下さい。項2、徴税費の目1、税務総務費で、委託料等、792万1,000円の増額。目2、賦課徴収費で、賃金、161万6,000円の増額。項3、戸籍住民基本台帳費の目1、戸籍住民基本台帳費で、給料等、1,049万8,000円の減額。項5、統計調査費の目1、統計調査総務費で共済費、4万5,000円の減額。項6、監査委員費の目1、監査委員費で共済費、2万9,000円の減額。34ページをお開き下さい。款3 民生費は、3,541万9,000円を増額補正し、25億9,783万9,000円に改めるものです。項1、社会福祉費の目1、社会福祉総務費で、給料等、26万4,000円の増額。目2、国民年金費で、職員手当等、12万6,000円の減額。目3、老人福祉費で、繰出金等、3,545万3,000円の増額。目4、総合福祉センター費で、備品購入費等、5万円の増額。目7、障害者福祉費で、需用費、8,000円の増額。項2、児童福祉費の、目1、児童福祉費で、給料等、23万円の減額。目2、児童保育費は、特定財源の組み替えです。38ページをお開き下さい。款4、衛生費は、923万円を減額補正し、6億3,963万8,000円に改めるものです。項1、保健衛生費の目1、保健衛生総務費は、給料等、320万9,000円の減額。目3、環境衛生費で、委託料、69万2,000円の減額。目5、環境保全費で、共済費等、3万4,000円の減額。項2、清掃費の目1、清掃総務費で、給料等、678万円の減額。目2、し尿処理費で、委託料等、181万9,000円の増額。目3、じん芥処理費で、共済費等、33万4,000円の減額。40ページをお開き下さい。款6 農林水産業費は、1,309万8,000円を増額補正し、2億

2,007万7,000円に改めるものです。項1、農業費の目1、農業委員会費で、共済費等、8万6,000円の減額。目2、農業総務費で、給料等、985万円の減額。目3、農業振興費で、負担金補助及び交付金等、974万5,000円の増額。目4、農地費で、委託料等、604万4,000円の増額。目5、地籍調査費で、委託料等、724万5,000円の増額。42ページをお開き下さい。款7、商工費は、703万円を増額補正し、1億2,447万7,000円に改めるものです。項1、商工費の目1、商工総務費で、給料等、606万8,000円の増額。目3、観光費で、委託料等、96万2,000円の増額。44ページをお開き下さい。款8、土木費は、287万6,000円を減額補正し、5億9,814万円に改めるものです。項1、土木管理費の目1、土木総務費で、給料等、1,146万8,000円の増額。項2、道路橋梁費の目1、道路橋梁総務費で、委託料、100万円の増額。目2、道路維持修繕費で、工事請負費等、630万円の増額。目3、道路新設改良舗装費で、工事請負費等、3,371万7,000円の減額。目4、交通安全施設整備費で、工事請負費、100万円の増額。項3、河川費の目1、河川総務費で、需用費等、128万円の増額。目2、河川改良費で、工事請負費等、585万円の増額。項4、港湾費の目1、港湾管理費で、工事請負費等、300万円の増額。46ページをお開き下さい。項5、住宅費の、目1、住宅管理費で、職員手当等、4万3,000円の増額。項6、都市計画費の、目1、都市計画管理費で、負担金補助及び交付金、90万の増額。48ページをお開き下さい。款9、消防費は、111万3,000円を増額補正し、3億8,845万5,000円に改めるものです。項1、消防費の目1、常備消防費で、共済費等、288万7,000円の減額。目3、消防施設費で、委託料、400万の増額。50ページをお開き下さい。款10、教育費は、2,048万3,000円を増額補正し、11億9,996万3,000円に改めるものです。項1、教育総務費の目1、教育委員会費で、共済費、9万2,000円の減額。目2、事務局費で、給料等、520万円の増額。項2、小学校費の目1、学校管理費で、備品購入費等、39万9,000円の増額。目2、教育振興費で、備品購入費、39万円の増額。項3、中学校費の目1、学校管理費で、共済費、6,000円の減額。目2、教育振興費で、備品購入費、17万3,000円の増額。項4、幼稚園費の目1、幼稚園費で、工事請負費等、1,045万円の増額。項5、社会教育費の目1、社会教育総務費で、職員手当等、86万7,000円の増額。52ページをお開き下さい。目2、公民館費で、負担金補助及び交付金、65万5,000円の増額。項6、保健体育費の目1、保健体育総務費で、負担金補助及び交付金等、19万2,000円の増

額。目 2、学校給食共同調理場費で、賃金等、225万5,000円の増額であります。

次に、歳入について説明いたします。10ページをお開き下さい。款 6、分担金及び負担金は、51万3,000円の増額補正により、1億3,260万4,000円に改めるものです。項 1、分担金の、目 1、農林水産業費分担金で、44万3,000円の増額。項 2、負担金の目 2、民生費負担金で、7万円の増額。12ページをお開き下さい。款 8、国庫支出金は、643万7,000円の減額補正により、8億1,514万円に改めるものです。項 1、国庫負担金の目 1、民生費国庫負担金で、160万1,000円の増額。目 3、農林水産業費国庫負担金で、306万8,000円の増額。項 2、国庫補助金の目 2、農林水産業費国庫補助金で、515万円の増額。目 3、民生費国庫補助金で、987万2,000円の減額。目 4、土木費国庫補助金で、638万4,000円の減額。14ページをお開き下さい。款 9、県支出金は、2,101万9,000円の増額補正により、6億2,750万1,000円に改めるものです。項 1、県負担金の目 2、衛生費県負担金は、50万6,000円の減額。目 3、農林水産業費県負担金で、153万4,000円の増額。項 2、県補助金の目 2、民生費県補助金で、1,226万2,000円の増額。目 3、衛生費県補助金で、50万6,000円の増額。目 4、農林水産業費県補助金で、772万円の増額。目 6、土木費県補助金で、105万8,000円の減額。目 8、教育費県補助金で、56万1,000円の増額。16ページをお開き下さい。款10、財産収入は、3万円の増額補正により、1,472万円に改めるものです。項 1、財産運用収入の目 2、利子及び配当金で、3万円の増額。18ページをお開き下さい。款 11、寄付金は、20万円の増額補正により、374万1,000円に改めるものです。20ページをお開き下さい。款12、繰入金は、3億3,766万3,000円の増額補正により、4億2,453万8,000円に改めるものです。項 2、基金繰入金の目 2、財政調整基金繰入金の増額。22ページをお開き下さい。款13、繰越金は、8,301万3,000円の増額補正により、8,305万3,000円に改めるものです。項 1、繰越金の目 1、繰越金で、前年度繰越金の増額。24ページをお開き下さい。款14、諸収入は、399万9,000円の増額補正により、1億5,307万円に改めるものです。項 4、雑入の目 4、雑入の増額であります。26ページをお開き下さい。款15、町債は、430万円の減額補正により、9億3,300万円に改めるものです。項 1、町債の、目 3、土木債で、1,750万円の減額。目 5、教育債で、1,320万円の増額であります。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額、77億4,793万6,000円を、

81億8,363万6,000円の改めるものでございます。以上、簡単な説明で
ございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第8号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険補正
予算（第1号）について、議案第9号 平成25年度多度津町特別会計国
民健康保険直営診療所補正予算（第1号）についてを提案説明の都合
上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第8号及び議案第9号について、一括して 提案説明を申し上げ
ます。まず、議案第8号 平成25年度 多度津町特別会計国民健康
保険 補正予算（第1号）についてでございます。国1ページをお願い
いたします。第1条は、既定の 歳入歳出予算の総額28億3,000万円
に、歳入歳出それぞれ 2,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ28億5,020万円とするものでございます。補正の内
容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明い
たします。まず、歳出についてでございます。国14ページをお願いい
たします。款1、総務費は、167万2,000円 減額し、4,363万9,000円
とするものでございます。項1、総務管理費の給料等人件費の4月の
人事異動等に伴う減額、療養費二次点検委託料37万1,000円の増額で
ございます。国16ページをお願いします。款4、項1、前期高齢者納
付金等は、納付金額の確定により、11万9,000円増額し、31万9,000円
とするものでございます。国18ページをお願いいたします。款11、諸
支出金は、2,175万3,000円増額し、3,789万6,000円とするものでござ
います。項1、償還金及び還付加算金、目3、償還金は、前年度の療
養給付費等負担金等に係る返還金2,369万8,000円の増額、項2、繰出
金は、直営診療所会計の補正におきまして、繰越金を予算化すること
に伴い、目1、直営診療所会計繰出金を194万5,000円減額するもので
ございます。

次に、歳入についてご説明いたします。国8ページをお開きくださ
い。款2、国庫支出金は、93万3,000円減額し、6億2,484万3,000円と
するものでございます。項2、国庫補助金のうち、直営診療所会計繰
出金の減額に伴い、その財源となります「へき地直営診療施設運営費
補助金」を減額するものでございます。国10ページをお願いします。

款 8、繰入金は、268万4,000円減額し、2億849万6,000円とするものでございます。項 1、他会計繰入金のうち、目 1、一般会計繰入金は、国庫補助金と同様に直営診療所会計繰出金の減額に伴う101万2,000円の減額、目 2、職員給与費等 繰入金は、総務費の減額に伴う167万2,000円の減額でございます。国12ページをお願いいたします。款 9、繰越金は、2,381万7,000円 増額し、2,381万8,000円とするもので、前年度からの繰越金を一部予算化するものでございます。

次に、議案第 9 号 平成 2 5 年度 多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）についてでございます。直 1 ページをお願いいたします。第 1 条は、既定の 歳入歳出予算の総額2,570万円に、歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,593万4,000円とするものです。補正の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明いたします。まず、歳出についてでございます。直12ページをお願いします。款 1、総務費、項 1、施設管理費は、一般管理費の共済費 6 万円の減額により、1,872万円とするものでございます。直14ページをお願いいたします。款 2、医業費、項 1、医療諸費は、医療用機械器具費の修繕料を29万4,000円増額するものでございます。次に、歳入についてご説明いたします。直 8 ページをお願いします。款 3、繰入金は、194万5,000円 減額し、1,049万7,000円とするものでございます。前年度からの繰越金の予算計上等により、国保会計からの繰入金を減額するものでございます。直10ページをお願いします。款 4、繰越金は、217万9,000円 増額し、218万円とするもので、前年度からの繰越金の予算計上でございます。以上、まことに簡単ではございますが、議案第 8 号及び議案第 9 号についての提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10、議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について、提案説明を申し上げます。下 1 ページをお開き下さい。歳入歳出予算の補正につきましては、第 1

条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額 9 億 701 万 4,000 円から、歳入歳出それぞれ、294 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9 億 996 万 1,000 円に改めるものでございます。今回の補正の主なものといたしまして、歳出は、業務管理費の増額補正でございます。一方、歳入は繰越金の増額補正、下水道使用料及び町債の減額補正でございます。次に、第 2 条でございます。下 4 ページをお開きください。第 2 表、地方債の補正でございます。補正内容といたしましては、限度額の減額補正で、4 億 680 万円に改めるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。下 20 ページをお開き下さい。まず始めに、歳出でございます、款 1、総務費につきましては、項 2、業務管理費 1 億 6,715 万 1,000 円から 291 万 4,000 円増額し、1 億 7,006 万 5,000 円に改めるものでございます。これは主に、平成 25 年度の消費税納入額が確定したことによる、公課費の増額補正でございます。下 22 ページをお開き下さい。款 2、下水道費につきましては、5,018 万 1,000 円から 2 万円減額し、5,016 万 1,000 円に改めるものでございます。下 24 ページをお開き下さい。款 3、公債費につきましては、6 億 8,874 万 7,000 円から 5 万 3,000 円増額し、6 億 8,880 万円に改めるものでございます。これは、平成 23 年度の県施行流域下水道事業における、市町負担金額が、清算により減額となったため、過充当分 5 万円を繰上償還することによる、長期債償還元金及び利子の増額補正でございます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたしますので、下 10 ページをお開き下さい。款 1、分担金及び負担金につきましては、264 万 6,000 円から 2 万円減額し、262 万 6,000 円に改めるものでございます。下 12 ページをお開き下さい。款 2、使用料及び手数料につきましては、2 億 9,182 万 7,000 円から、1,326 万 1,000 円を減額し、2 億 7,856 万 6,000 円に改めるものでございます。これは町民の節水意識の向上と、大口需要家の使用水量が減少したことによる、現年度分の使用料の減額補正でございます。下 14 ページをお開き下さい。款 4、県支出金につきましては、公社補助金 15 万円を計上するものでございます。これは、下水道台帳の整備費用に対する公社補助金を計上するものでございます。下 16 ページをお開き下さい。款 6、繰越金につきましては、存目 1,000 円から 3,607 万 8,000 円増額し、3,607 万 9,000 円に改めるものでございます。これは、前年度繰越金が確定したことによる増額補正でございます。下 18 ページをお開き下さい。款 8、町債に

つきましては、４億2,680万円から2,000万円減額し、４億680万円に改めるものでございます。以上、既定の歳入歳出予算の総額 9 億 701 万 4,000 円を、9 億 996 万 1,000 円に改めるものでございます。誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分からお願いいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時46分

議長（門 瀧雄）

それでは再開をいたします。

日程第11、議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。今回の補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額20億5,814万7,000円に、歳入歳出、それぞれ7,713万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億3,528万5,000円にしようとするものです。この度の補正の内、歳出における増額補正の主なものは、前年度事業費の精算に係る返還金等で、減額補正の主なものは、人件費です。一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度からの繰越金で、減額補正の主なものは、歳出の人件費の減額に係る一般会計繰入金です。それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。介20ページをお開きください。款1、総務費は、765万9,000円の減額補正により、5,366万1,000円にしようとするもので、項1、総務管理費の人件費782万5,000円の減額、項3、介護認定審査会費の認定調査費8万2,000円、及び項7、計画策定委員会費8万4,000円の増額によるものです。介22ページになりますが、款2、保険給付費は、総額での増減はありませんが、項1、介護サービス等諸費で、施設介護サービス給

付費の200万円の減額、項2、介護予防サービス等諸費で、介24ページになりますが、地域密着型介護予防サービス給付費の200万円の増額です。介28ページをお開き下さい。款5、地域支援事業は、5万円の増額補正により、4,700万4,000円にしようとするもので、項2、包括的支援事業・任意事業の増額によるものです。介30ページになりますが、款6、基金積立金は、6,131万8,000円の増額補正により、6,161万8,000円にしようとするもので、前年度事業費の精算に係る基金積立によるものです。介32ページになりますが、款8、諸支出金は、2,342万9,000円の増額補正により、2,383万5,000円にしようとするものです。項1、償還金及び還付加算金1,291万2,000円の増額は、前年度事業の精算に係る国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の返還金です。項3、繰出金1,051万7,000円の増額は、これも前年度事業の精算に係る一般会計への返還金です。

次に、歳入について、ご説明いたします。介10ページをお開きください。款3、国庫支出金は、12万円の増額補正により、4億8,172万1,000円にしようとするものです。項1、国庫負担金10万円の増額は、歳出で保険給付費の地域密着型と施設の200万円の増減に係る国、県の負担割合の差によるものです。項2、国庫補助金2万円の増額は、歳出の地域支援事業の増額によるものです。介12ページになりますが、款5、県支出金は、9万円の減額補正により、2億9,557万6,000円にしようとするものです。項1、県費負担金10万円の減額は、国庫支出金でもご説明いたしました、歳出での保険給付費の200万円の増減に係る国、県の負担割合の差によるものです。項2、県費補助金、1万円の増額は、歳出の地域支援事業の増額によるものです。介14ページになりますが、款8、繰入金は、766万7,000円の減額補正により、3億3,560万3,000円にしようとするものです。項1、一般会計繰入金3,232万2,000円の増額は、介護給付費繰入分の基金との調整分の4,000万円増額、歳出での地域支援事業分の9,000円増額、及び、職員給与費等分768万7,000円の減額によるものです。項2、基金繰入金3,998万9,000円の減額は、介護保険給付費繰入分の一般会計繰入金との調整分等の減額です。介16ページになりますが、款9、繰越金は、8,474万7,000円増額し、8,474万8,000円にしようとするもので、前年度の決算見込みに伴うものです。介18ページになりますが、款10、諸収入は、2万8,000円増額し、42万4,000円にしようとするもので、項3、雑入の国保連合会審査支払手数料の精算返還金です。以上で議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第

1号)についての提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12、議案第12号 平成24年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第13号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第14号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第15号 平成24年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第16号 平成24年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、議案第17号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

会計管理者、松下君。

会計管理者（松下 義夫）

議案第12号 平成24年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第17号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定につきましての、6議案を一括して、提案説明を申し上げます。なお、ただ今から、ご説明を申し上げます、一般会計及び特別会計の5会計につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る、7月11日から24日までの間、監査委員の審査に付しました。その決算審査の結果は、先ほど三宅監査委員から報告のありましたとおりでございます。つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、議会の認定をお願い申し上げるものでございます。それでは、平成24年度主要施策の成果に関する報告書によって、ご説明を申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。まず、平成24年度決算の概要でございますが、政府は、平成24年度における我が国経済は、本格的な震災復興施策の集中的な推進によって国内需要が成長を主導していくと見通し、平成24年度予算を、「日本再生元年予算」と位置づけ、「中期財政フレーム」を遵守しながら、東日本大震災からの復興や農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計など、5つの重点分野を中心に、日本再生に全力を挙げて取り組むこととし、その予算総額を対前年度比2.2%減の90兆3,339億円としました。一方、地方財政の指針となります地方財政計画において、政府はその全体規模を前年度比0.8%減の81兆

8,700億円とし、そのうち地方交付税は0.5%増の17兆4,545億円程度、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債は0.4%減の6兆1,333億円程度となりました。こうした状況を踏まえ、限られた財源の中、町民皆様の声を的確に反映し、「安全・安心な暮らしを実感できる」施策を着実に推進するため、平成24年度の予算編成を進めました。歳入におきまして、地価の下落と3年に一度の評価替えより固定資産税が約7,500万円の減額、地方交付税は国による一般会計における加算措置等により約5,500万円の増額、町債は庁舎整備・道路整備・多度津中学校整備事業等により約7,500万円の増額を見込みました。歳出におきましては事業の必要性や緊急性を見極め、「選択と集中」の考えを前提に予算編成に取り組みましたが、少子高齢化による福祉や医療などの扶助費の増加が顕著なものとなってくる中、多様化する行政サービスを低下させることなく歳出を抑制することには限界があり、財政調整基金を取り崩さざるを得ない予算編成となりました。

続いて2ページをお開き下さい。その結果、平成24年度当初予算は、一般会計は74億2,000万円で前年度比、0.1%の減で、金額にいたしまして1,000万円の減額予算となりました。また、特別会計は、58億4,431万円で前年度比、3.5%の増で、金額にいたしまして1億9,615万円の増額予算となりました。その後、各会計におきましては補正を行っておりますが、2ページから8ページに記載されております、各会計ごとの当初予算成立後の予算経過につきましては、項目が大変多いので、恐れ入りますが、1つ1つの説明は省略させていただきます。まず2ページから4ページにかけての一般会計でございますが、当初予算は、74億2,000万円で、以後5回の補正により、1億8,992万9,000円を追加し、最終予算額は、76億992万9,000円となりました。次に、特別会計でございますが、4ページをお開き下さい。特別会計国民健康保険では、当初予算は、27億1,000万円で、以後3回の補正により、7,857万円を追加し、最終予算額は27億8,857万円となりました。5ページをお開き下さい。特別会計国民健康保険直営診療所では、当初予算は、2,550万円で、以後1回の補正により、8万9,000円を減額し、最終予算額は、2,541万1,000円となりました。6ページをお開き下さい。特別会計公共下水道では、当初予算は、9億1,829万8,000円で、以後3回の補正により、1,478万5,000円を減額し、最終予算額は、9億351万3,000円となりました。次に、特別会計介護保険では、当初予算は、18億6,751万1,000円で、以後3回の補正

によりまして、5,516万7,000円を追加し、最終予算額は、19億2,267万8,000円となりました。8ページをお開き下さい。特別会計後期高齢者医療では、当初予算は、3億2,300万円で、以後1回の補正により、12万6,000円を減額し、最終予算額は、3億2,287万4,000円となりました。

以上、一般会計・特別会計の予算経過について、ご説明を申し上げましたが、これらの予算執行にあたりましては、町議会をはじめ、町民各位のご理解とご協力により、効率的な執行に努めました結果、平成24年度の決算は、次のようになりました。

それでは、平成24年度一般会計の決算について、ご説明を申し上げますので、9ページから11ページと、また、合わせて13ページもご覧下さい。まず、平成24年度一般会計の決算概要でございますが、平成24年度の最終予算額、76億992万9,000円と、平成23年度からの繰越明許費、1億4,248万9,000円の、合計予算額は、77億5,241万8,000円となりました。13ページの下の表をご覧ください。歳入決算額は、81億222万6,000円となり歳出決算額は、74億2,447万4,000円となりますので、形式収支は、6億7,775万2,000円の黒字となりました。このうち、翌年度へ繰越すべき財源、1,500万9,000円を差し引いた、実質収支額は、6億6,274万3,000円の黒字となりました。この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた、平成24年度の一カ年の収支、すなわち単年度収支は、2億113万7,000円の黒字となり、さらに、この額から財政調整基金への積み立てなどを加減いたしますと、実質単年度収支は、2億225万1,000円の黒字となりました。9ページに戻っていただき、次に、歳入でございますが、15ページの一般会計科目別歳入決算状況と、平成24年度一般会計歳入歳出決算書の、2ページから5ページの歳入の状況も併せてご覧いただきたいと思います。一般会計における、77億5,241万8,000円の予算額に対しまして、平成23年度からの繰越明許費1億1,178万5,000円を含めまして、81億222万6,000円の決算額となり、差し引き3億4,980万8,000円の増収となりました。歳入額の、前年度に対する伸び率は、1.6%の増加となりました。これは、前年度に比べて、旧フェリー用地を売却した為の財産収入及び四箇小学校付帯施設改修、中学校改築事業等により町債が、1億4,227万5,000円の増収となったこと等によるものでございます。15ページの一般会計科目別歳入決算状況をご覧ください。歳入に占める科目別歳入決算の構成比で見てまいりますと、町税が、金額にいたしまして34億6,723万4,000円で構成比42.8%、対前年度比、1.0%の

増、地方交付税が、16億4,787万7,000円で20.3%、対前年度比、4.7%の減、町債が、6億9,370万2,000円で8.6%、対前年度比、13.9%の増、国庫支出金が、6億6,755万1,000円で8.2%、対前年度比、10.9%の減、以下、県支出金、地方消費税交付金の順となっております。次に歳入を性質別に区分いたしますと、自主財源と依存財源に区分されますが、自主財源は、町単独で徴収、または収納できる財源でございますが、自主財源の割合は51.8%の、金額にして41億9,261万4,000円で、前年度は50.5%でしたので、1.3%増加し、金額にして1億6,168万9,000円の増収となりました。この増収の主なものといたしましては、町税は3,530万円の増収、財産収入が、5,762万4,000円の増収、繰越金が、4,549万3,000円の増収が主なもので、この自主財源の構成比は財源の健全性の指標となっており、比率が高いほど好ましい財政状況といえるものでございます。次に、依存財源でございますが、この依存財源の収入は、国及び県の意思に依存する収入でございます。依存財源の割合は48.2%の、金額にいたしまして39億961万2,000円で、前年度は49.5%でございますので、1.3%低下し、金額にして、3,710万1,000円の減収となりました。この減収の要因は、地方交付税が、8,070万9,000円の減収、国庫支出金が8,130万7,000円減収したものが主な要因でございます。次に、16ページの歳入の状況をご覧下さい。臨時的な歳入と経常的な歳入があり、それを使用が特定されている財源である特定財源と、使用が特定されずにどの経費にも充てることができる一般財源とに区別しているものでございます。特定財源でございますが、臨時的、経常的なものを併せて、金額といたしまして19億4,588万6,000円で、前年度に比べ、3.6%、金額にいたしまして6,814万円増加しております。その要因といたしまして、経常的なものは、ほぼ前年度並みでございますが、臨時的なもので、地方債が、9,180万円の増額によるものでございます。次に、一般財源でございますが、臨時的、経常的なものを併せて、金額といたしまして61億5,634万円で、前年度に比べまして、0.9%、金額といたしまして5,644万8,000円増加しております。その要因といたしましては、経常的なものは、ほぼ前年度並みでございますが、臨時的なもので、繰越金が6,467万8,000円、地方交付税が1,665万8,000円の増額が主なものでございます。一般財源の構成比は、76.0%で、前年度76.4%より0.4%下降しております。財政構造上では、この特定されない一般財源が占める割合が高いほど、町独自の行政需要に対応できる弾力性に富んでおり、好ましい財政状況と言えるものでございま

す。10ページに戻っていただきまして、歳出でございますが、主要施策の成果に関する報告書の17ページの一般会計目的別歳出決算状況と平成24年度歳入歳出決算書の6ページから9ページも併せてご覧いただきたいと思います。歳出の一般会計決算額は、平成23年度繰越明許費、1億1,236万2,000円を含めまして、74億2,447万4,000円で、予算に対しまして95.7%で、前年度に対して率で△1.1%、金額で、8,334万円の減でございます。17ページをお開き下さい。一般会計目的別歳出決算状況の構成比で、多い順に見てみますと、民生費が構成比におきまして34.0%金額におきまして、25億2,201万7,000円で、対前年度比、1.2%の減。公債費が14.1%、10億4,782万1,000円で、対前年度比、0.6%の減。総務費が11.8%、8億7,628万6,000円で、対前年度比、10.9%の増。教育費が10.6%、7億8,396万2,000円で、対前年度比、6.3%の増。土木費が10.5%、7億7,953万8,000円で、対前年度比、13.0%の減。衛生費が9.0%、6億6,679万4,000円で、対前年度比、11.1%の減。の順となりました。次に、18ページの一般会計性質別歳出決算状況をご覧下さい。一般会計の歳出決算額を義務的経費、その他の経費、投資的経費に性質別に区分をして比較をいたしますと、まず、義務的経費の総額は、39億9,350万5,000円で、前年度に比べ0.7%の、2,813万6,000円の減額で、構成比は53.8%となり、前年度より0.2%増となっております。この経費は、人件費、扶助費、公債費からなる経費で、財政事情の変動に関係なく、法令などにより、その支出が義務づけられておりますので、義務的経費の割合が高くなれば、それだけ財政の弾力性が低下し、硬直性が強くなりますので、前年度とほぼ同程度でございますが、今後とも、この動向には十分な注意を払う必要がございます。次に、その他の経費でございますが、総額は、29億5,825万9,000円で、前年度に比べ1.0%の、金額にいたしまして3,101万5,000円の減額で構成比は39.8%となり、前年度同率となっております。次に、投資的経費の総額は、4億7,271万円で、前年度に比べ4.9%の2,418万9,000円の減額で、構成比は6.4%となり、前年度より0.2%減となりました。この経費は、財政事情により弾力的に支出の調整ができるもので、この割合が高いほど財政構造が弾力に富んでいるといえるものでございます。以上が一般会計の決算概要でございます。

次に、特別会計でございますが、主要施策の成果に関する報告書の11ページをお開き下さい。また、119ページから140ページまで、それぞれの会計ごとの歳入歳出を示しておりますので、併せてご覧下さ

い。まず、特別会計国民健康保険は、歳入決算額は、27億8,480万9,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして5.7%の金額にいたしまして1億5,227万7,000円の増加でございます。歳出決算額は、26億7,847万2,000円で、前年度と比較しますと率にいたしまして4.8%の、金額にいたしまして1億2,379万2,000円の増加でございます。差し引き、1億633万7,000円の黒字決算となりました。この主な要因といたしましては、歳入では、前期高齢者交付金が率にいたしまして13.7%の、金額にいたしまして9,434万1,000円、続きまして、療養給付費等交付金25.8%の、金額にいたしまして3,860万7,000円。財政調整交付金47.9%の、3,372万3,000円などの増額や退職被保険者国民健康保険税25.8%の、2,239万1,000円財政安定化事業繰入金43.2%の、1,400万7,000円などの減額であります。一方の歳出では、一般被保険者療養給付費が率にいたしまして5.3%の、金額にいたしまして7,394万4,000円、後期高齢者支援金10.5%の、2,774万3,000円一般被保険者高額療養費9.7%の、1,746万9,000円などの増額や、償還金34.8%の、996万円などの減額によるものでございます。次に、特別会計国民健康保険直営診療所でございますが、歳入決算額は、2,552万6,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして3.4%の金額にいたしまして90万9,000円の減少でございます。歳出決算額は、2,334万5,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして0.1%の、金額にいたしまして23万2,000円の減少でございます。差し引き、218万1,000円の黒字決算となりました。12ページをご覧ください。次に、特別会計公共下水道でございますが、歳入決算額は、9億872万6,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして13.1%の、金額にいたしまして1億3,633万3,000円の減少でございます。歳出決算額は、8億7,264万7,000円で、前年度と比較いたしますと13.8%の、金額にいたしまして1億4,004万8,000円の減少でございます。差し引き、3,607万9,000円の黒字決算となりました。この主な要因といたしましては、歳入では、下水道使用料が率にいたしまして2.6%の、金額にいたしまして706万7,000円の増額。下水道事業債が率にいたしまして31.0%の、金額にいたしまして8,650万円が減額となり、一方の歳出では、下水道費が、率にいたしまして85.1%の、1億4,529万5,000円。長期債償還利子が率にいたしまして5.8%の、金額にいたしまして1,051万円の減額によるものでございます。次に、特別会計介護保険でございますが、歳入決算額は、19億4,435万3,000円で、前年度と比較いたしますと、率におきまして10.3%の金額にいた

しまして、1億8,239万3,000円の増加でございます。歳出決算額は、18億5,960万5,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして6.2%の金額にいたしまして1億915万9,000円の増加でございます。差し引き8,474万8,000円の黒字決算となりました。この主な要因といたしましては、歳入では、第1号被保険者保険料が率にいたしまして33.4%の、金額にいたしまして8,906万3,000円。介護給付費繰入金率にいたしまして10.8%の、金額にいたしまして2,201万4,000円と介護給付費交付金4.1%の、2,005万3,000円などの増額によるものでございます。一方の歳出では、居宅介護サービス給付費、率にいたしまして12.9%の、金額にいたしまして6,167万5,000円。施設介護サービス給付費4.9%の、3,470万9,000円。特定入所者介護サービス費9.6%の、601万1,000円などの増額によるものでございます。次に、特別会計後期高齢者医療でございますが、歳入決算額は、3億2,337万2,000円で、前年度と比較いたしますと率にいたしまして1.2%の、金額にいたしまして398万7,000円の増加でございます。また、歳出決算額は、3億1,796万円で、前年度と比較いたしますと1.2%の、金額にいたしまして383万5,000円の増加でございます。差し引き、541万2,000円の黒字決算となりました。内容につきましては、前年とほぼ変わりありませんでした。以上が特別会計の決算内容でございます。続きまして、主要施策の成果に関する報告書の23ページをお開きいただきたいと思います。町債の状況でございますが、一般会計の、平成24年度末の公債費現在高は、90億8,035万3,000円で前年度と比較いたしますと、率にいたしまして2.4%の、金額にいたしまして、2億2,622万8,000円の減少となっております。また、特別会計公共下水道の、平成24年度末の公債費現在高は89億5,924万4,000円で、前年度と比較いたしますと3.5%の、金額にいたしまして、3億2,608万9,000円の減少となりました。なお、18%超えると県からの許可が必要となります実質公債費比率で申し上げますと、平成24年度は12.8%で、前年度の13.6%と比較いたしますと0.8%の減少に、また、将来負担比率につきましては、平成24年度は141.6%で、前年度の149.8%と比較いたしますと8.2%の減少となりました。

以上、平成24年度における一般会計及び特別会計の決算内容は、議員並びに町民各位の、ご理解とご協力によりまして黒字決算となりましたが、今後におきましても、さらに身を引き締め、より以上に健全財政と効率的な予算執行に努力をしてまいりたいと考えております。

次に、平成24年度歳入歳出決算書事項別明細書により、ご説明を申

し上げますので、401ページをお開き下さい。401ページですが、初めに、財産に関する調書の説明を申し上げます。公有財産のうち、土地及び建物でございますが、項目が大変多いので、一つ一つの読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、土地でございますが、前年度末現在高は合計で、74万1,592.64平方メートルで決算年度中に、1万338.41平方メートル減少いたしました。決算年度末現在高は、73万1,254.23平方メートルとなりました。決算年度中の主な増減の内容といたしましては、行政財産につきましては、公用財産のその他の公用施設の給食センター等で地籍調査により549.60平方メートルの増加となりました。次に、公共用財産につきましては、その他の教育施設で、スポーツセンター管理棟を普通財産の土地から用途変更したことにより2,163.59平方メートル増加となりました。公営住宅につきましては、本通2丁目住宅取り壊しにより普通財産の土地に用途変更したことにより417.86平方メートル減少となっております。公園につきましては、地籍調査により1,019平方メートル減少となりました。その他の公共用施設につきましては、大通り交差点改良用地を普通財産の土地に200.03平方メートル用途変更により、残りは地籍調査により減少となりました。次に、普通財産の宅地につきましては、大通り交差点改良用地と本通住宅跡地が用途変更になり増加したものの、共同福祉施設を公共用財産のその他の教育施設に用途変更したことにより2,628.34平方メートル減少となりました。その他が主に旧フェリー用地を売却したことにより、4,638.23平方メートルの減少となりました。次に、その他の、その他の造成土地が3,918.63平方メートルの減少でございますが、地籍調査により緑地が減少となったものでございます。次に、建物でございますが、木造におきまして、行政財産の公共用財産、公営住宅ですが、本通2丁目住宅を取り壊しにより105.00平方メートル減少となりました。次に、403ページをご覧ください。403ページの動産でございますが、記載のフェリー接岸施設のみで、決算年度中の増減はございません。次に、有価証券でございますが、前年度末現在額は、1,115万円で、決算年度中の増減はございませんので決算年度末現在額は、1,115万円の同額でございます。次に、404ページの出資による権利でございますが、前年度末現在額は、3億7,338万1,000円で、決算年度中、香川県農業信用基金協会出捐金において108万3,000円の減額がございます。これは、平成16年6月16日、上から7番目にある香川県農業振興公社が創設される際、財団法人香川県農業開発公社より50万円と香川県農業信

用基金協会より108万3,000円、合計158万3,000円の証書を返還いたしまして、香川県農業振興公社より新たに158万3,000円で証書の発行がなされましたが、その際、計上漏れがありましたので、今回訂正させていただくものでございます。決算年度末現在額は、3億7,229万8,000円でございます。それから、上から7番目の香川県農業振興公社ですが、平成25年4月1日から公益財団法人に移行しましたので、名称を変更いたしております。次に、405ページから407ページまでの備品でございますが、項目が大変多いので、恐れ入りますが、一つ一つの読み上げは、省略をさせていただきますが、記載してありますのは取得価格が100万円以上の備品でございます。なお、決算年度中に無線装置12台、ガスフライヤー1台、消防ポンプ1台の備品の増加がございます。次に、408ページをご覧ください。教材備品につきましては、バスクラリネット1本の増が、また美術品でございますが、決算年度中の増減はございません。次に、409ページをご覧ください。基金について、ご説明を申し上げます。まず、財政調整基金でございますが前年度末現在額は、12億6,550万1,691円で、決算年度中に、3億111万3,720円を積み立て、決算年度末現在額は、15億6,661万5,411円でございます。決算年度中の増加の内訳でございますが、平成23年度の決算により、決算剰余金のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金、3億円と、期間中の運用益が、111万3,720円でございます。次に、奨学基金でございますが、前年度末現在額は、1億1,812万7,834円で決算年度中に、208万9,125円を積み立て、決算年度末現在額は、1億2,021万6,959円でございます。決算年度中の増加の内容は、平成23年度多度津町奨学金収支実績により、差額分、208万9,125円を、平成24年度中基金に積み立てたものでございます。次に、減債基金でございますが、前年度末現在額は、2,018万6,968円で決算年度中の運用益、1万5,098円を積み立て、決算年度末現在額は、2,020万2,066円でございます。次に、地域福祉基金でございますが、前年度末現在額は、2,893万6,951円で、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末現在額は、同額の2,893万6,951円でございます。次に、中山間ふるさと水と土保全対策基金でございますが、前年度末現在額は、1,078万8,602円で、決算年度中の運用益は8,069円を積み立て、決算年度末現在額は、1,079万6,671円でございます。次に、国保財政調整基金でございますが、前年度末現在額は1億2,409万9,200円で、決算年度中の運用益、9万2,819円を積み立て、決算年度末現在額は、1億2,419万2,019円でございます。次に、農業振興基金

でございますが、前年度末現在額は、3,553万3,499円で、決算年度中の運用益、1万2,402円を積み立て、一方で、262万3,970円を取り崩して決算年度末現在額は、3,292万1,931円でございます。次に、介護保険財政調整基金でございますが、前年度末現在額は、1億1,317万2,608円で、決算年度中に、運用益、8万4,646円を、積み立て、一方で平成23年度の保険給付額確定に伴う精算分88万1,911円と5,631万5,089円との合計、5,719万7,000円を取り崩して、決算年度末現在額は、5,606万254円でございます。次に、住民生活に光をそそぐ基金でございますが、前年度末現在額は、200万1,265円でございます。決算年度中に、運用益、498円を積み立て、一方で、200万1,763円を取り崩して決算年度末現在額はございません。なお、住民生活に光をそそぐ基金の附則においてこの条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うとありますので、現在、廃止となっております。次に、庁舎建設基金でございますが、平成24年度中に新たに設けられた基金で、前年度末現在額は、0円で、決算年度中に、1,000万円を、積み立て、決算年度末現在額は、1,000万円でございます。

以上、基金について、ご説明を申し上げましたが、各基金の運用は、大口定期預金などで運用をいたしておりますが、今後とも安全管理の確保に努めてまいりますので、よろしく、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。次に、410ページをお開き下さい。土地開発基金でございますが、不動産の宅地、3,936.67平方メートルで、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末・現在高は、3,936.67平方メートルと現金の3,537円でございます。次に、国民健康保険高額療養費貸付基金でございますが、前年度末現在額は、495万円で決算年度中の増減がございませんので、決算年度末現在額は、495万円でございます。なお、平成24年度中における、この基金の利用はございませんでした。次に、411ページの債権でございますが、公共下水道事業受益者負担金の前年度末現在額は、1,321万9,000円で決算年度中に、22万3千円が増加いたしまして、決算年度末現在額は、1,344万2,000円となりました。

以上で、一般会計ならびに特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の説明とさせていただきました。なお、主要施策の成果に関する報告書に、歳入歳出決算額の増減の推移、普通建設事業費の状況、類以団体の決算対比表などを添付いたしておりますので、またご覧いただきたいと思います。以上、よろしくご審議いただき、ご認定を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説

明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第18号 平成24年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第18号 平成24年度多度津町水道事業会計剰余金の処分及び、歳入歳出決算認定について提案説明を申し上げます。剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成24年度多度津町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分の議決を求めるものでございます。歳入歳出決算認定につきましては、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。剰余金の処分の内容といたしましては、平成24年度多度津町水道事業会計決算報告書の4ページの剰余金計算書にあります、当年度純利益、5,656万4,305円のうち、5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり280万円を減債積立金に積み立てるものでございます。従いまして、翌年度への繰越利益剰余金は、5億2,676万9,399円でございます。次に、歳入歳出決算認定の内容について説明させていただきます。7ページをお開きください。1、概況（1）総括事業から説明させていただきます。イ、業務状況といたしましては、清浄にして、より安全な水を供給し、安定した給水業務と水道経営を維持するため、効率的な経営に努めてまいりました。平成24年度末の給水人口は、2万3,928人、給水栓数は、1万411栓でございました。年間総配水量は、334万9,237立方メートルで、前年度と比べますと、14万9,435立方メートルの減となっております。比率にいたしますと、前年度比4.3%の減でございます。総配水量の内訳といたしまして、自己水量が、174万2,352立方メートルで、比率にいたしますと52%、県水受水量が、160万6,885立方メートルで、比率にいたしますと、48%でございます。有収水量は、310万8,969立方メートルで、前年度と比べて、1万7,996立方メートルの減、比率にいたしますと、0.6%の減でございます。有収率は、92.8%で、前年度に比べて、3.4%の増となっております。近年、節水意識の浸透により、水需要の大幅な増加は期待できない中、老朽配水管布設替工事などの資本的投資の増加と、施設の維持管理費等の増加が見込まれますが、一

層諸経費の節減に努め、健全な財政運営を行っていくことで、住民の皆様のご理解を得られるものと考えております。次に、ロ、建設改良工事等でございますが、水源地取水設備の築造及び増設工事、配水管布設及び布設替え工事、消火栓新設及び移設工事等を行い、配水網の整備を行いました。また、量水器を購入いたしました。次に、ハ、財政状況でございますが、水道事業収益は、7億1,300万3,000円で、水道事業費用は、6億3,955万1,000円で、当年度純利益は、消費税抜きで5,656万4,000円となりました。また、資本的収入1億9,326万1,000円に対し、資本的支出は、4億7,913万7,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億8,587万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,370万9,000円、過年度損益勘定留保資金1,882万9,000円、当年度損益勘定留保資金2億388万4,000円、減債積立金4,945万4,000円で、補填いたしました。

(2) 議会議決事項は、表のとおりでございます。なお、8ページから18ページに明細を記載してありますので、後ほどご覧になっていただきたいと思います。次に1ページをお開き下さい。平成24年度水道事業決算の(1)収益的収入及び支出について説明を申し上げます。なお、金額につきましては、消費税を含んでおります。収入といたしまして、第1款水道事業収益の決算額は、7億1,300万2,659円で予算額に対し、248万7,341円、比率にいたしますと0.3%の減収でございます。内訳といたしまして、第1項営業収益につきましては、6億9,174万3,248円でございます。第2項営業外収益につきましては、2,125万9,411円でございます。次に支出といたしまして、第1款水道事業費用の決算額は、6億3,955万1,486円で、予算額に対し、7,811万514円、比率にいたしますと10.9%の不用額となりました。内訳といたしまして、第1項営業費用につきましては、5億6,879万5,485円でございます。第2項営業外費用につきましては、7,061万8,230円でございます。第3項特別損失につきましては、13万7,771円でございます。第4項予備費につきましては、支出はございませんでした。次に2ページをお開き下さい。(2)資本的収入及び支出について説明を申し上げます。収入といたしまして、第1款資本的収入の決算額は、1億9,326万1,300円で、予算額に対し、205万9,700円、比率にいたしますと、1.1%の減収でございます。内訳といたしまして、第1項企業債は1億9,000万円でございます。第2項工事負担金は326万1,300円で、これは消火栓新設及び移設工事の負担金でございます。次に、支出といたしまして、第1款資本的支出の決算額は、4億

7,913万7,086円で予算額に対し、5,076万4,914円、比率にいたしますと、9.6%の不用額となりました。内訳といたしまして、第1項建設改良費につきましては、2億8,787万4,825円でございます。第2項企業債償還金につきましては、1億9,126万2,261円でございます。続きまして注記1といたしまして、資本金収入額が資本金支出額に不足する額、2億8,587万5,786円は、当年度消費税及び地方消費税資本金の収支調整額、1,370万8,325円、過年度損益勘定留保資金1,882万9,026円、当年度損益勘定留保資金2億388万4,139円、減債積立金、4,945万4,296円で補填いたしました。注記2のたな卸資産購入費執行額は、546万5,269円でございます。次に3ページをお開き下さい。水道事業損益計算書について説明をさせていただきます。1、営業収益は、6億5,895万3,958円で、2、営業費用は、5億5,608万1,808円ですので、営業利益は、1億287万2,150円でございます。3、営業外収益は、1,807万4,556円、4、営業外費用は、6,424万4,630円ですので、経常利益は、5,670万2,076円でございます。5、特別損失13万7,771円を差し引き、当年度純利益は、5,656万4,305円でございます。また、前年度繰越利益剰余金、4億7,300万5,094円とあわせまして、当年度未処分利益剰余金は、5億2,956万9,399円でございます。次に4ページをお開き下さい。水道事業剰余金計算書について、説明をさせていただきます。まず、資本金のうち自己資本金の当年度末残高は、17億2,701万4,250円、借入資本金の当年度末残高は、34億5,606万6,263円でございます。次に、剰余金のうち資本剰余金中の受贈財産評価額の当年度末残高は、14億58万672円、その他資本剰余金の当年度末残高は、29億2,532万3,636円でございます。利益剰余金中の減債積立金の当年度末残高は、4,920万4,350円、建設改良積立金の当年度末残高は、4,926万5,929円、未処分利益剰余金の当年度末残高は、5億2,956万9,399円でございます。資本合計といたしましては、当年度末残高、88億7,702万4,499円でございます。次に、6ページをお開き下さい。水道事業貸借対照表について、説明をさせていただきます。まず資産の部でございます。1、固定資産（1）有形固定資産合計は、82億3,529万3,564円で、（2）無形固定資産合計は、3万1,875円ですので、固定資産合計は、82億3,532万5,439円でございます。2、流動資産合計は、8億240万148円でございますので、資産合計は、90億3,772万5,587円でございます。次に、負債の部3、流動負債および負債合計は、1億6,070万1,088円でございます。次に、資本の部でございます。4、資本金のうち（1）自己資本金は、17億

2,701万4,250円で、（２）借入資本金は、34億5,606万6,263円ですので、資本金合計は、51億8,308万513円でございます。続いて、５、剰余金のうち、（１）資本剰余金合計は、30億6,590万4,308円で、（２）利益剰余金は6億2,803万9,678円ですので、剰余金合計は、36億9,394万3,986円でございます。よって、資本合計は、88億7,702万4,499円で、負債、資本合計は、90億3,772万5,587円でございます。なお、19ページから34ページにかけて、水道事業会計収益費用明細書、資本的収入及び、支出明細書、固定資産明細書、企業債明細書、水道事業経営分析を記載しております。特に33ページと34ページには、水道事業経営分析の目安となる数値を、お示ししております。今後も日々効率性、収益性といった企業意識を持ち、事業経営にあたってまいります。以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。昼１時から再開いたしたいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後１時00分

議長（門 瀧雄）

それでは再開いたします。

先ほどの議案第18号の提案説明のところで上下水道課のほうから訂正の申出がありますので、許可したいと思います。

上下水道課長、河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第18号で歳入歳出決算認定につきまして、提案説明をさせていただきましたが、決算報告書と説明内容が一部違っておりましたので訂正をさせていただきます。決算報告書の４ページをお開き下さい。水道事業剰余金計算書の説明におきまして、剰余金のうち、資本剰余金中の受贈財産評価額の当年度末残高を14億58万672円と説明させていただきましたが、正しくは1億4,058万672円でございますので、訂正して深くお詫び申し上げます。

議長（門 瀧雄）

日程第14、議案第19号 多度津町道の路線認定について、議案第

20号 多度津町道の変更についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第19号及び第20号の2議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。それでは議案第19号 多度津町道の路線認定について提案説明を申し上げます。町道認定をお願いいたします路線は南鴨の北ノ口地区でございます。内容につきまして、1ページ及び参考資料の2、3ページの箇所図をご覧くださいと思います。認定路線名は町道418号線で、起終点として多度津町大字南鴨字北ノ口404番地1地先を起点とし、多度津町大字南鴨字北ノ口431番地先を終点とする延長320メートル、幅員4メートルから5メートルの農道を町道認定しようとするものであります。続きまして、議案第20号 多度津町道の変更について提案説明を申し上げます。町道の変更をお願いいたします路線は北鴨一丁目地区の町道368号線であります。内容につきましては、1ページ及び参考資料の2、3ページの箇所図をご覧くださいと思います。路線の変更については起点を多度津町北鴨一丁目198番地15地先から多度津町若葉町255番地3地先に変更するもので、農道部分の延長143.1メートル、幅員5メートルを町道認定しようとするものでございます。以上簡単な説明ではございますが道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、多度津町道の路線認定及び変更について議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15、議員提出議案第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

日程第16、議員提出議案第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

日程第17、議員提出議案第3号 議員派遣の件についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

日程第18、意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」ための意見書（案）の提出についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

日程第19、意見書案第2号 「道州制導入に断固反対する意見書（案）」の提出についてを議題といたします。

案文は、お手元に配布の通りであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

以上で、今議会に提出されました議案の提案説明は、すべて終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号から議案第20号までの20議案につきまして、これを総務教育常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

異議なしと認めます。

よって、20議案を会期中の総務教育常任委員会に付託、審査することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会をいたします。

ありがとうございました。

散会 午後1時09分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 9 月 17 日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成25年第3回多度津町議会定例会議事日程

9月17日（火）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 諸般の報告

(1) 議長報告

(2) 平成24年度各会計決算ならびに基金運用状況審査意見
書報告

(3) 町長報告

日程第4. 議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制
定について

議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例（案）の制定について

日程第5. 議案第3号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改
正する条例（案）の制定について

日程第6. 議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例
（案）の制定について

日程第7. 議案第5号 多度津町消防団条例の一部を改正する条例（案）
にの制定について

議案第6号 多度津町火災予防条例の一部を改正する条例
（案）の制定について

日程第8. 議案第7号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第3号）
について

日程第9. 議案第8号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険補正予
算（第1号）について

議案第9号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診
療所補正予算（第1号）について

日程第10. 議案第10号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道補正予
算（第1号）について

日程第11. 議案第11号 平成25年度多度津町特別会計介護保険補正予算
（第1号）について

日程第12. 議案第12号 平成24年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定
について

議案第13号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険歳入
歳出決算認定について

- 議案第14号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険直営
診療所歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 平成24年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳
出決算認定について
- 議案第16号 平成24年度多度津町特別会計介護保険歳入歳出
決算認定について
- 議案第17号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳
入歳出決算認定について
- 日程第13. 議案第18号 平成24年度多度津町水道事業会計剰余金の処分
及び歳入歳出決算認定について
- 日程第14. 議案第19号 多度津町道の路線認定について
議案第20号 多度津町道の変更について
- 日程第15. 議員提出議案第1号 議員派遣の件について
- 日程第16. 議員提出議案第2号 議員派遣の件について
- 日程第17. 議員提出議案第3号 議員派遣の件について
- 日程第18. 意見書案第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関
する地方の財源確保」のための意見書
(案)の提出について
- 日程第19. 意見書案第2号 「道州制導入に断固反対する意見書
(案)」の提出について